

四日市市告示第 376 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月 1日

四日市市長 田 中 俊 行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	路線番号	区域変更区間	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
1	西坂部高角線	12269	高角町字森ヶ下734-2地先から 高角町字神前左門1114-2地先まで	7.6~12.3 4.1~16.0 4.1~16.0	215.0 3,050.6 3,050.6	区域を変更する 幅員を変更する